



令和5年分 所得税と市・県民税の申告はお早めに!



問 税務課 市民税係 ☎75-2126 佐賀税務署 ☎32-7511

所得税と市・県民税の申告相談会を開催します。所得などの申告情報は、市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定、所得証明書などを交付するために必要な資料となります。所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に加算税・延滞税などが課される場合があります。



[国税庁 確定申告書等 作成コーナー]

所得税確定申告の受付期間

■確定申告会場

会場	期間	受付時間	連絡先
メートプラザ佐賀	2月16日(金)～3月15日(金)	平日 9時～16時 ※2月25日(日)は受け付けます	☎32-7511 (佐賀税務署)

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は当日、会場で配付されますが、配付状況に応じて、受付時間よりも早めに終了し、後日の来場をお願いすることがあります。申告期間終了近くに多くの方が来場された場合、期限内に申告できないことがありますので、なるべく早めに来場してください。なお、2月16日(金)からの入場整理券は、LINEアプリでの事前発行もできます。LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。



[LINE 国税庁公式アカウント]

多久市役所での申告

主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。土地・建物、株の売却などの申告相談は、佐賀税務署が開設する確定申告会場（メートプラザ佐賀）で行ってください。

会場	期間	受付時間	連絡先
大会議室東（4階）	2月16日(金)～3月15日(金)	平日 9時～16時 ※3月3日(日)は受け付けます	☎75-2126 (税務課市民税係)

■所得税の還付申告は1月4日(木)から手続きできます

還付申告は、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けることで、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。申告期間になると、混雑することも予想されますので、早めに申告してください。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用して、ご自宅などからスマホやパソコンで申告することができます。

—多久市役所でのスマホ申告説明会—

給与・年金収入がある人を対象に、市役所でスマホ申告説明会を行います（※要予約）。

確定申告に必要な書類を持って来てください。



会場	期間	開催時間	予約・連絡先
大会議室西（4階）	1月30日(火)	10時30分～12時	☎75-2126 (税務課市民税係)

※先着20人です

※くわしくは、班回覧の「スマホ申告説明会」をご覧ください